

奈良県公安委員会告示第29号

平成30年1月奈良県公安委員会告示第1号（道路交通法の規定による免許関係事務の委託に係る要件）の一部を次のように改正し、令和7年3月24日から施行する。

令和7年3月21日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

「第31条の4の2」を「第31条の4の7」に改める。